平成２２年（フ）第４０３号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番３―106号、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番４―405号
債務者　平野　憲一
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１７号
兵庫県尼崎市立花町３丁目４番31号　高橋文化２Ｆ東、前住所兵庫県尼崎市浜田町５丁目23番地の１　オーパス浜田305号
債務者　菊川　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０７号
兵庫県たつの市揖保川町二塚281番地11、住民票上の住所兵庫県たつの市新宮町段之上192番地２
債務者　中村　公信
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１２５号
兵庫県たつの市御津町室津589番地１
債務者　三輪　隆男
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１２９号
兵庫県宍粟市波賀町上野236番地１
債務者　砂町　英利
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第３７４号
北九州市小倉北区大手町５番15―603号
債務者　磯邉　　收
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４０３号
北九州市若松区中川町11番15号
債務者　大庭　義成
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４０５号
北九州市小倉南区志井鷹羽台19番10号
債務者　三苫　　強
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４１６号
北九州市小倉北区黒原２丁目23番18号
債務者　大塚恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４２５号
北九州市小倉北区足立３丁目10番32―202号
債務者　村上　英介
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４３０号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1500番地７
債務者　飯山恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４３１号
北九州市八幡西区千代ケ崎１丁目13番22号209号
債務者　池永　　隆
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４７号
北九州市八幡西区大膳１丁目４番34号
債務者　藤村　憲市
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４５７号
北九州市門司区本町３番５号
債務者　藤巻　圭司
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４８９号
北九州市小倉南区湯川新町３丁目１番21号
債務者　野平　和代
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３号
佐賀県神埼市神埼町姉川230番地
債務者　池田登代子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅212棟１号
債務者　木原　利道
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
宮崎地方裁判所破産係